

(案)

## 千葉市 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る基本的な方針

令和 4 年 5 月作成

### 1 方針策定の趣旨

本方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第 125 条の 2 第 1 項の規定及び千葉県後期高齢者医療広域連合第四次広域計画に基づき、千葉県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）の委託を受けて本市が実施する高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（以下、「一体的実施」という。）について、基本的な考え方を定めるものである。

### 2 一体的実施の目的

100 歳以上の高齢者が 400 人を超えるなど、本市においても「人生 100 年時代」を迎えている。このような中、健康で暮らせる社会を実現するために、高齢者の疾病予防・健康づくりを推進し、健康寿命を延伸することが重要となる。

しかし、医療保険制度では、75 歳に到達すると、保健事業の実施主体が本市等から広域連合に移ることになり、74 歳までの保健事業と 75 歳以降の保健事業が適切に接続することが難しい状況にあった。また、高齢者の保健事業と介護予防の取組は担当部署が異なることもあり、健康状況や生活機能の課題に対して一体的に対応できていないとの課題もあった。

高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったフレイルの状態になりやすいなど、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しており、高齢者の特性に合わせたきめ細やかな取組みが必要となる。広域連合と本市との連携の下に、本市が高齢者の保健事業を実施することで、従前からの事業を利活用し、庁内外の関係者と連携しながら高齢者を中心とした支援に一体的に取り組むものとする。

### 3 事業概要

- (1) 事業の企画・調整等
- (2) KDB システム等を活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握
- (3) 医療関係団体等との連絡調整
- (4) 高齢者に対する支援内容
  - ア 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)
  - イ 通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)

### 4 一体的実施の推進体制

- (1) 事業概要(1)～(3)に掲げる事業を実施するため、当該業務に従事する医療専門職を配置する。

配置部署	医療専門職種	配置数・実施形態
保健福祉局健康福祉部健康推進課	保健師 (常勤)	2 人(専従・兼務)

- (2) 事業概要(4)に掲げる事業を実施するため、当該業務に従事する医療専門職を、各区保健福祉センターに段階的に配置する。令和 4 年度は、花見川区と若葉区に配置する。

(案)

配置部署・日常生活圏域数	医療専門職種	配置数・実施形態
花見川保健福祉センター健康課 (6 圏域)	保健師 (常勤)	1 人 (兼務)
	保健師・看護師 (会計年度任用職員)	1 人 (専従)
	栄養士 (会計年度任用職員)	1 人 (専従)
	歯科衛生士 (会計年度任用職員)	1 人 (専従)
若葉保健福祉センター健康課 (5 圏域)	保健師 (常勤)	1 人 (兼務)
	保健師・看護師 (会計年度任用職員)	1 人 (専従)
	栄養士 (会計年度任用職員)	1 人 (専従)
	歯科衛生士 (会計年度任用職員)	1 人 (専従)

※高齢者に対する支援については、あんしんケアセンター、生活支援コーディネーター等関係団体・関係機関と連携し実施する。

## 5 事業内容

### (1) 事業の企画・調整等

庁内外の関係者と連携し、健康課題の共有、既存の関連事業との調整を行い、地域の社会資源や行政資源を踏まえ、事業全体の企画・調整・分析等を行う。

### (2) KDBシステム等を活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握

KDBシステム及び介護予防・日常生活圏域ニーズ調査のデータや、健やか未来都市ちばプラン、高齢者保健福祉推進計画（第8期介護保険事業計画）、第2期千葉市国民健康保険データヘルス計画（第3期特定健康診査等実施計画）を活用して、地域の健康課題の整理・分析を行う。また、後期高齢者の健康診査の質問票等から、一体的実施において支援すべき対象者を抽出する。

### (3) 医療関係団体等との連絡調整

地域の医療関係団体等と連携を図り、事業の企画段階から健康課題の共有、事業企画等の相談を行い、事業の実施後においても今後の事業展開につなげるため、実施状況等の報告を行う。

### (4) 高齢者に対する支援内容

#### ア 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

低栄養、運動機能低下、口腔機能低下等による心身機能の低下の予防等を行うため、後期高齢者の健康診査結果及び質問票等に基づき対象者を把握し、健康課の医療専門職による訪問相談・保健指導等のアウトリーチ支援を行う。

#### イ 通いの場等への積極的な関与等(ポピュレーションアプローチ)

あんしんケアセンター及び生活支援コーディネーターと連携し、健康課の医療専門職が地域の通いの場等に出向き、次に掲げる(ア)及び(イ)の取組を実施する。また、取組において把握された高齢者の状況に応じて、健診・医療受診勧奨や介護サービス等の利用勧奨を行うと共に、必要に応じ個別的支援を行う。

##### (ア) 通いの場等におけるフレイル予防の健康教育・健康相談

医療専門職が地域の通いの場等に出向き、運動・栄養・口腔等のフレイル予防・改善の普及啓発を行う。

##### (イ) 通いの場におけるフレイル状態の高齢者の把握

質問票、身体測定、体力測定等を実施し、フレイル状態にある高齢者を把握し、低栄養や筋力低

(案)

下等の状態に応じた保健指導や支援を行う。

## 6 個人情報の取扱い

一体的実施においては、保健・医療・介護に関する個人情報について、本来の担当部局を超え、庁内の関係部局において一体的に閲覧・利用することが必要となる。庁内の関係部局が当該個人情報を連携・共有するに当たっては、個人情報保護条例及び情報セキュリティポリシーを遵守し、部局間共有により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

個人情報を取り扱う際には、適正な情報セキュリティ対策を実施するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう扱う。